

2024年度 河川技術者資格  
【 河川管理技術者講習(更新講習) 】

【福岡会場】

受講日	2024年11月7日(木) 13:20~16:30
開場時刻	13時00分
会場名	パピヨン24 3階「第12会議室」
会場住所	〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代1-17-1
会場アクセス	<a href="https://www.papillon24.jp/access/">https://www.papillon24.jp/access/</a>
注意事項	違法駐車厳禁。公共交通機関をご利用ください。 飲み物等の持ち込み可。 喫煙は指定の喫煙場所をお願いします。

■スケジュール■

No.	時間	項目
	13:10~	講習会の進め方および注意事項の説明
1	13:20 ~ 13:30 (10分)	あいさつ (資格の背景・意義・活用・期待等)
2	13:30 ~ 15:20 (110分)	グループ討議 (テーマは別紙参照)
3	15:20 ~ 15:30 (10分)	休憩
4	15:30 ~ 16:30 (60分)	講演 『「河道の管理」を考える』(仮)

更新講習会内容(グループ討議テーマ、設問) 開催地:福岡

■討議テーマ

- ・堰の被災事例から学ぶ点検・巡視

■設問及び設問に関する図表等

●設問 (基本)

【背景・課題】

- ・九州地方整備局管内には、高度経済成長期以降、数多くの河川工作物が建設された。建設後50年を経過した施設も多くなってきており、過去の出水において堰が被災する事象が発生している。
- ・今回検討する堰は出水に伴い被災したもので設置年は不明。また、堰が連続する区間の中ほどに位置し、水叩き部は細粒分を含んだ砂礫と最大30cmの捨石で構成され、厚さ5cm程度のコンクリートで被覆されていた。出水時河川巡視において水叩き部の一部破損状況を確認、出水後には左岸側堰頂部を残し水叩部が損壊していた。
- ・また、下流にある固定堰(取水堰)を床固めに改築していた。
- ・以上を踏まえて、以下の設問について考察して下さい。

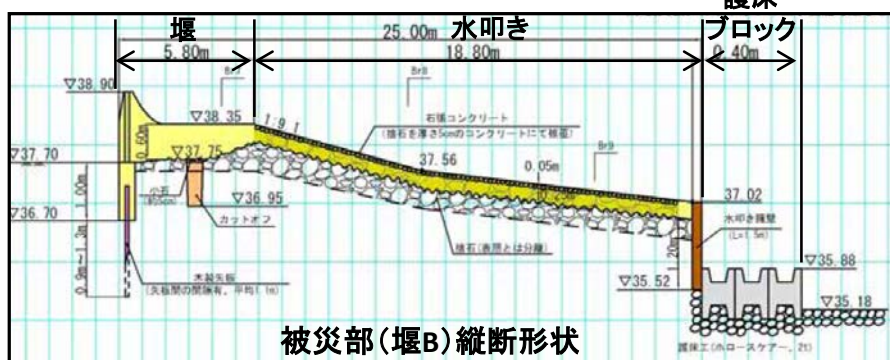
【設問 (基本)】

- (1) 堰の被災までのメカニズムについて仮説を立てて下さい。
- (2) 最新技術の活用を踏まえ、堰の点検・巡視を行う上で気を付けておくべきこと、また、着眼点を考察して下さい。
- (3) 上記を踏まえ、堰における変状・事象毎の評価(要監視・予防保全・措置)のあり方を考察して下さい。

●設問に関する図表等



堰周辺状況(航空写真)



## 【持ち物】

- ・受講票（受講番号お知らせメールを印刷してご持参ください）
  - ※ 受講票（受講番号お知らせメール）は郵送ではなく、「REE system」に登録したメールアドレス宛に 8 月中旬頃に送信します。
- ・筆記用具
- ・本人確認書類（必ずご持参ください）

※ 本人確認書類として、(ア) か (イ) いずれかの証明書での本人確認が必要となります。  
(ア) の顔写真付きの証明書の場合は、1 点の提示による本人確認を行います。  
(ア) の証明書が用意できない方については、(イ) の証明書の 2 点の組み合わせを提示することで本人確認とします。

(ア) 1 点で確認可能な顔写真付きの証明書

パスポート、運転免許証、学生証（写真付き）、社員証（写真付き）  
住民基本台帳カード（写真付き）、マイナンバーカード  
その他公的機関が発行する写真付き証明書

(イ) 2 点の組み合わせで確認可能な証明書

学生証（写真無し）、社員証（写真無し）、クレジットカード（自筆署名付き）  
公立図書館・施設利用者カード（自筆署名付き）、健康保険証（カード）、住民票  
その他公的機関が発行する証明書

## 【各会場共通の注意事項】

1. 受講会場の変更はできません。
2. 受講料は如何なる場合も返金できかねます。また、次回以降の講習会の受講料に充当することもできません。
3. 一部の会場を除いて受講者用の駐車場はありませんので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
4. 開始時刻の 20 分前より受付を行います。
5. 開会前に講習会の進め方および注意事項についての説明がありますので、開始 10 分前にご着席ください。
6. 受講票を忘れた場合、上記の本人確認書類により本人であることが確認できた場合に限り受講できます。
7. 遅刻した場合も受講できますが、開始時刻を 20 分以上遅れた場合や早退等により 20 分以上退席した場合には講義の欠席とみなし、講習の修了は認められません。
8. 遅刻・欠席をする場合の連絡は不要です。
9. 途中退室は一切できません（トイレ、急病は除く）。
10. 録音・録画・写真撮影は禁止します。
11. 会場では運営スタッフの指示に従ってください。指示に従わない場合や迷惑行為等があった場合は、その場で退室していただきます。

- 1 2. 宿泊、飲み物等は、各自でご準備ください。
- 1 3. 喫煙は指定の場所をお願いします。
- 1 4. ゴミは各自お持ち帰りください。

### 【受講証明書】

- ・ 講習会終了後、受講証明書を配付いたします。
- ・ 受講証明書は、資格登録の更新手続きの際に添付してください（提出は必須・コピー可）。

なお、当証明書は、CPD 単位取得の受講証明も兼ねます。

★ 河川教育機構認定 CPD 単位：12.0 単位（3.0 単位（180 分）×4 倍）

（注）CPD 協議会の構成団体の CPD プログラム認定は受けていません

## 資格登録更新手続きについて

(HPにて6/28公表の資料を再掲)

[更新手続きの受付期間] 10月1日～12月31日を基本とし、2025年3月31日(消印有効)まで  
※ 2024/9/30 以前および 2025/4/1 以降は受理できませんのでご注意ください。また、メール等による  
事前審査もできません。ご了承ください。

- ・ 資格登録の更新手続きについては、「Ⅲ-Ⅱ 河川技術者資格 登録更新の手引き」p.13～をご参照ください。
- ・ 更新に必要な CPD 単位の取得および単位の証明方法については、「河川技術者資格 CPD 制度のしくみ (資格登録更新者向け)」を必ずご一読ください。

「Ⅲ-Ⅱ 登録更新の手引き」 [https://www.ree.or.jp/outline/3-2\\_renewal-of-registration.pdf](https://www.ree.or.jp/outline/3-2_renewal-of-registration.pdf)

「CPD 制度のしくみ (資格登録更新者向け)」 [https://www.ree.or.jp/program/cpd\\_renewal.pdf](https://www.ree.or.jp/program/cpd_renewal.pdf)

[CPD 単位の証明方法別の必要書類] ※ 以下のページ番号は、「CPD 制度のしくみ」のページです

① CPD 協議会の構成団体発行の証明書による証明 (p.4 参照) <ul style="list-style-type: none"><li>・ CPD 協議会の構成団体の公印のある証明書, 明細書 (*1) (注) 構成団体の証明書とは講習会等の受講時に配付される受講証明書とは別のものです。</li><li>・ (様式 b) CPD 単位数計算書 (CPD 協議会構成団体の証明書を利用する場合) (p.14 参照)</li></ul>
② 個人申告による証明 (p.7 参照) <ul style="list-style-type: none"><li>・ (様式 d) 継続学習経歴書 (添付書類: 受講証明書 (*2) ほか p.7, p.19 参照)</li><li>・ (様式 e) 業務経歴書 (添付書類: 契約書のコピーほか p.8 (様式 e) p.21 の備考を参照)</li><li>・ (様式 c) CPD 単位数計算書 (個人申告による場合) (p.17 参照)</li></ul>
③ ①と②の併用による証明 (p.8) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 上記の①+②</li></ul>

※ ①～③ 共通の必要書類: (様式 a) 資格登録更新申請書, 更新講習の受講証明書

※ 各種様式は最新版をご利用ください。ホームページからダウンロードできます。

[特にご留意いただきたい点]

- ・ 資格更新に必要な CPD 単位数は、対象期間 [資格登録日 (現登録証に記載の登録年月日) ~更新申請日 (更新手続きの際の申請日)] で決まり、この期間の CPD 単位が有効です。それ以前に参加した講習会等のプログラム単位、従事した業務期間 (様式 e: 業務経歴書) は含むことはできません。必要な単位数は、「CPD 制度のしくみ」(資格登録更新者向け) p.2 の表でご確認ください。
- ・ CPD 協議会の構成団体の証明書の期間に対象期間外も含まれる場合は、除外する単位数がわかるよう印をつけた明細書を添付してください。(\*1) \*主な CPD 構成団体の証明書、明細書は p.6 を参照
- ・ (様式 e) 業務経歴書の証明者印は省略できます。
- ・ 受講証明書は氏名・所属・開催時間等、必要事項が空欄の場合は無効になります。(\*2)
  - ・ 河川教育機構認定プログラムの受講証明書の CPD 単位は、すでに 4 倍になっています。